

ということになると、これはもう不可能に近い。」「非常勤講師でも特に専門科目ですね。看護教育の専門科目は基本的に、それから実習施設についても幹部を出た先生たちを基本にして依頼をしているんですね。」などであった。

C. 〈講習会修了後の研修の充実〉に関するカテゴリ

18) 【講習会修了後の継続した教育の充実】

このカテゴリは、〈教員の段階別研修プログラムの必要性〉〈学校ニーズを踏まえた再教育の充実〉〈新人教員への計画的な研修の必要性〉〈新人に対する具体的な指導方法〉〈新人指導を通して教員全体の授業力、指導力の向上〉〈自校を超えた新人研修が必要〉の6つのサブカテゴリから形成された。

エキスパート教員は、看護教員の県開催による段階別研修プログラムを期待していた。県開催の再教育研修は参加しやすいとし、今後は学校ニーズを踏まえた再教育の充実を期待していた。新人研修に関しては、新人教員への計画的な研修の必要性、新人に対する具体的な指導方法、新人指導を通して教員全体の授業力、指導力の向上、自校を超えた新人研修の必要性を認識していた。

この具体的な記述は、「ある程度のブロックで、例えば教員になってからでも1年目、2年目、3年目で積み重ねて学べるようなシステムみたいな形でいけるというようなことも、制度的にそれが可能かどうかはわかりませんが、出す方の学校の出しやすさとかですね。」「教員全体の授業力アップのため、年3回ぐらいは授業研究会というのをスーパーバイズしていただく先生に来ていただきながら、公開授業プラス協議会を持つというのを全部の教員がやっている。」などであった。

4. 考 察

エキスパート教員が認識している看護教員養成カリキュラムの改善点と期待を看護教員養成講習会における看護教員養成カリキュラムの課題の視点で考察する。

1) 看護教員養成カリキュラムにおける教育実践力の明確化と平準化

エキスパート教員は、看護教員養成カリキュラムにおける教育実践力の明確化を期待していた。それは自校において様々な県主催の看護教員養成講習会修了の新人教員を指導する中で、到達度の違いを認識していたからである。特に臨地実習指導における到達度に差があると述べていた。その理由に、教育実習での臨地実習指導の体験がなされていないことを取り上げていた。このことから看護教員養成カリキュラムにおける「教育実践力」を明確にし、その到達目標を明文化することが第一に行う課題であると考えた。

看護教員の「教育実践力」に必要な能力として、エキスパート教員は第一義に授業の展開能力をあげ、その授業の教材化に必須な高度な看護実践力、組織の一員としての教員の役割と同僚から学ぶことの意味、授業研究の能力を示した。これらは本研究が「受講生における教育目標の達

成度を評価する指標」を作成するにあたって明らかにした看護教員の教育実践力と合致する。このことから看護教員養成カリキュラムにおける教育実践力には、看護教員の責務を自覚し、学生の個性を尊重して対応する能力、学生のレディネスに応じた授業を工夫して展開するとともに学校組織の一員として連携して教育環境を調整する能力、自ら研鑽し看護教育を追究する能力が求められているといえる。

したがって、本研究が明らかにした看護教員の教育実践力から到達目標を明文化することにより、都道府県で開催される看護教員養成講習会のカリキュラムの平準化が図れると考える。それを踏まえて都道府県には受講生のレディネスと学習効果を踏まえたカリキュラム運用が望まれる。

2) 看護教員の教育実践力を育成する具現の教育方法の改善

エキスパート教員は、現行の看護教員養成カリキュラムを実施し、受講生は教育実習では学生の成長する度合いを観てレディネス把握の重要性を学んでいるとしている。つまり授業の核となるレディネス把握は達成しているといえる。

しかしレディネスに応じた教育方法の具体的方法に困難さがあり、エキスパート教員は自らの授業から指導技術にイメージを持ってもらう工夫や受講生が自らの教育活動に批判的な指導方法の工夫を行っている。

そこで、レディネスに応じた教育方法の具体的方法の改善には、講義と演習と実習、つまり理論と実践の往還をした教育方法をとる必要性がある。猪瀬¹⁾は「教育法としての一定の知識・理論は重要な道具であり、これは実践によって得られるものではない。むしろ理論と実践の往還が必要であり、(中略)実習に至る以前に、授業構成を試みる実践との格闘、省察の中で自己の深い内容研究の欠如を自覚させ、その反省から実習と教育法へと往還する回路の定立が必要なのである」と述べている。このことから理論と実践の往還をした教育方法をとることにより、受講生が自らの授業実践を省察し、次の教授に活かす力を培うことができる。これは教師として学生の理解を成立する授業を創造していく基盤となる。このことはエキスパート教員が、看護教員養成の中核は「学生の理解を成立する授業展開」であるとし、授業作成の具体的な方法の実際を強化することを改善点とし、授業体験を組み込んだ演習の工夫や理論と実践の繰り返しから学びの効果をねらう教育実習の工夫をしていることから、看護教員養成カリキュラムの教育方法の改善として重要な点である。

看護基礎教育において「看護実践能力の強化」²⁾がいわれ、カリキュラムの改正がなされた。そのことを踏まえると、看護教員養成における臨地実習指導の強化は必須である。看護基礎教育においては、臨地実習は統合の場である。そのために臨地実習で看護教員が学生の体験内容から教材化し、学生自らが意味づける指導技術を身につけることが求められる。したがって看護教員養成において、臨地実習指導における教材化と指導技術を体験し、その強化をはかることは重要課題としてあげられる。

3) 受講生の到達能力を達成するための専任の教育担当者の増と講師の確保、講師間の調整システムの必要性

これまでに述べてきた教育実践力における教育目標を達成するための教育方法の改善を行っていくためには、専任の教育担当者の数を増やす必要がある。もしくはロールモデルとなる講師の確保や講師間の調整を図るシステムを作り、受講生が目標達成できるようにしていく必要がある。

しかしながら従来ロールモデルとなる講師、教育実習施設や専任の教育担当者を成してきた幹部看護教員養成課程修了者の確保も今後は困難になる。そのために早急に幹部看護教員養成課程に変わる養成システムを考える必要がある。それは看護教員養成への影響、つまり看護教員の質の低下、ひいては看護の質の低下につながる可能性があるからである。

4) 専門職である看護教員の養成期間1年の確保と単位認定制度の実現

看護教員養成で学ぶ価値を看護専門学校で働く看護教員は「系統立ててきちんと学ぶ場、特に看護教育について学ぶ場はあそこしかない」「大学で教育職（に関する単位）を幾つか（単位）を取っているのとは違う意味があると言っていた」とエキスパート教員は述べている。このことは看護専門学校で教育実践をしている看護教員たちが看護教員養成の価値、学びの成果があると認められていることを意味している。そしてエキスパート教員は8ヶ月と1年の授業実践力の違いを認識し、1年の履修期間を期待している。そのためにも履修期間1年の確保をしていく必要がある。

専門職としての学習の蓄積を単位認定していくことは、看護教員の社会的地位を確立していくことにつながる。それは、宮地³⁾は「受講生の過半数が大学編入を希望し、20%が大学院への進学を希望している」「東京都および神奈川県では、大学の地域貢献事業として看護教員養成を実施し、科目履修制度の導入による学士の学位取得機会の提供を試みている。また、千葉大看護学部や厚生労働省看護研修研究センターでは大学院レベルの学習機会を提供している」と述べている。このことから看護教員養成講習会で学習した科目は大学等の学習内容に値する。そのためにも単位認定し、看護教員が学位を取得できるようにすることも必要ではないかと考える。

さらに専任教員の資格要件で、大学で教育に関する科目4単位を取得している教員も看護教員養成講習会を受講したいと言われている現状がある。その教員の学ぶ機会となるためにも単位制にしていく必要がある。

5) 講習会修了後の継続した教育の充実

看護教員養成講習会のみでなく、講習会修了後も看護教員の教育を継続的に行う必要がある。特に新人教員においては計画的に実施し、学校内では新人指導をとおして教員全体の授業力の向上につながる協働学習をしていくことも重要である。

また今後は、都道府県開催による段階別研修プログラムを開発していくことが課題である。

5. 結 論

本研究ではエキスパート教員からみた看護教員養成カリキュラムにおける改善点と期待を明らかにし、以下の結論を得た。

エキスパート教員が認識した看護教員養成カリキュラムの改善点と期待は、〈教育内容の構築に関わる期待〉は【教員養成における看護教員の「教育実践力」の明確化と学習効果のあるカリキュラム構築】【多様な学生との関わりの体験】【教師としての核となる学生のレディネスに応じた教育内容の抽出と教育方法の実際の強化】【授業経験を自ら対象化する技術の獲得】【当該授業における評価内容とその方法の明確化】【今、学校の現場で求められる学習内容の組み入れ】【受講生が「学生がわかる授業をつくる」ための理論と実践を往還した教育方法の工夫】【理論と実践を融合した教育実習の方法の工夫と期間の充実】【教育実習において教員の業務を理解するための機会をつくる】【臨地実習指導における教材化と指導技術の体験の強化】【受講生が次に活かすことのできる評価の課題】【教員養成としての「教育実習」における講義・臨地実習指導の学習経験の統一】であった。

〈教員養成システムへの期待〉は【専門職である看護教員の養成期間1年の確保】【単位認定制度の実現と「資格」につながることへの期待】【教員養成の受講する時期の課題】【受講生の目的達成のための講師と主催者側の共通理解を図るシステムを作る】【教員養成を支える専任教育担当者と幹部教員養成卒の講師と施設・予算の確保】であった。

〈講習会修了後の研修の充実〉は【講習会修了後の継続した教育の充実】であった。

謝辞

本研究を行うにあたり、快くご協力くださいましたエキスパート看護教員の方々に心より感謝いたします。

引用文献

- 1) 遠藤孝夫、福島裕敏編著：教員養成学の誕生，P203，東信堂，2007.
- 2) 看護基礎教育の充実に関する検討会報告書 P4，2007.
- 3) 宮地文子：看護学校教員の教育プログラムに関する研究，P136-137，埼玉県立大学紀要，VOL.5，2003.

参考文献

- 1) 杉本 均：北欧諸国における教師教育の動向，京都大学大学院教育学研究科紀要，第54号，2008.
- 2) 吉田 稔：教職大学院の機能と役割についての一考察，教員養成学研究，Vol.2，2006.
- 3) 黒澤英典著：私立大学の教師教育の課題と展望，学文社，2006.
- 4) 有本 章著：大学のカリキュラム改革，玉川大学出版部，2003.
- 5) 小島弘道編：時代の転換と学校経営改革，学文社，2007.

Ⅲ シラバス分析からみた「看護教員養成講習会」の教育内容

1. 目的

平成 21 年度に「看護教員養成講習会」を開催した都道府県及び厚生労働省看護研修研究センターにおけるシラバスの分析から、教育内容を把握し、看護教員養成における教育内容上の課題を明らかにする。

2. 方法

1) 分析対象

平成 21 年度に「看護教員養成講習会」を開催した都道府県及び厚生労働省看護研修研究センターから提供された 14 のシラバス、に記述された教育内容。

2) 分析方法

- (1) 実施要領で、看護教員の能力育成上必要とされている内容が、実際に具体的な内容として具現化されているかの観点から、専門分野の授業科目である『看護論』『看護論演習』『看護教育論』『看護教育制度』『看護教育課程』『看護教育課程演習』『看護教育方法』『看護教育方法演習』『看護教育実習』『在宅看護論演習』『専門領域別演習』『看護教育評価』『研究方法』『看護学校管理』を分析の対象とした。
- (2) シラバスに記述された内容を科目毎に取り出し、教育内容の類似性をもとにカテゴリ化し、教育内容を整理し比較した。内容の読み取りは調査者 4 名で複数回、検討した。

3) 資料収集の手続き

都道府県の「看護教員養成講習会」の開催責任者に文書で資料収集の目的を説明し、協力を依頼した。資料は郵送で提供を受けた。

4) 倫理的配慮

分析資料は、匿名性を守り、本研究以外には用いないものとした。資料は、分析終了後に破棄するものとした。

3. 結果

分析結果を専門分野における科目内容毎に述べる。

1) 看護学

実施要領に示された専門分野「看護学」の目標は、「看護理論を幅広く学び、自己の看護観を明確にするとともに生命倫理、人権などと看護について理解する」ことである。授業科目として『看護論』と『看護論演習』がおかれている。シラバスには以下のような特徴が認められた。

- (1) 『看護論』と『看護論演習』の教育内容は、いずれも〈看護理論に関する内容〉と〈看護の概念理解に関する内容〉に大別され、それぞれに表 1・2 に示したように、下位の教育内容が位

置づけられていた。その特徴は、以下のとおりである。

- ① 〈看護理論に関する内容〉は11つのシラバスに記述されており、〈看護の概念理解に関する内容〉は9つのシラバスで認められた。〈看護の概念の理解に関する内容〉では、看護を構成する主要概念を挙げているシラバスは3つと少なかった。
- ② 〈看護理論に関する内容〉を記載していないシラバスでは、具体的な教育内容として「看護の専門性」「看護の目的論」「看護の対象論」「援助技術論」をおいていた。
- ③ 「生命倫理・人権に関する内容」は実施要領に求められた内容であるが、一つのシラバス以外は認められなかった。この内容は、「看護教育の基盤」または「その他」に位置づけているシラバスもあるが、専門分野に明確に位置づけているのはわずかである。
- ④ 看護論演習の教育内容においては、「演習」の具体的な展開方法が記述されていた。
- ⑤ 「自己の看護観の明確化」は実施要領に求められた内容であるが、実際に教育内容として記述されていたのは6つであった。

以上から、『看護学』には、看護の実践経験を持つ受講生が、実践を理論で分析し自己の看護の考え方を明確にして教育に反映する能力を培うための内容が位置づけられているかを確認できなかった。

表1 専門分野 看護学(授業科目 看護論)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B*	C	D	E	F	G	H	I	J*	K	L	M	N
〈看護理論に関する内容〉														
・看護理論				○	○		○		○	○	○	○	○	
・特定の看護理論					○			○	○		○			
・看護理論の諸分類					○		○					○		
・看護理論の意義・重要性							○		○					
・看護理論の形成プロセス							○							
・看護理論とその応用・適用			○				○	○		○		○	○	
・看護理論と時代背景						○								
・看護理論を理解するための周辺理論					○							○	○	
〈看護の概念理解に関する内容〉														
・看護の本質・定義	○	○			○	○				○	○			○
・主要概念(人間、健康、環境/社会、看護)							○	○			○			
・人間の健康														
・看護の専門性		○												○
・看護の目的論	○	○												○
・看護の対象論	○	○												○
・援助技術論	○	○						○						○

注：*は看護論と看護論演習の区別なく記述があった。

表2 専門分野 看護学(授業科目 看護論演習)主な教育内容

都道府県教員養成講習会	A	B*	C	D	E	F	G	H	I	J*	K	L	M	N
教育内容														
<看護理論に関する内容>														
・看護理論の意義・重要性						○								
・看護理論とその応用・適用						○								
<看護の概念理解に関する内容>														
・主要概念(人間、健康、環境/社会、看護)					○	○								
・人間の健康	○			○										○
・看護の専門性				○										
・看護の独自性	○													○
<生命倫理、人権に関する内容>														
・生命倫理、人権												○		
<自己の看護観の明確化に関する内容>														
・「自己の看護観の明確化」に関する内容			○	○	○			○					○	○

注：*は看護論と看護論演習の区別なく記述があった。

2)看護教育学

実施要領では授業科目として『看護教育論』『看護教育制度』がおかれている。

(1)『看護教育論』

目標は「看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える」である。分析結果を表3に示す。

- ① 「看護教育の基本理論」が9つのシラバスに記載されていた。「看護教育の現状」「看護教育を考える」などが類似する内容を含んでいるため、全てのシラバスに「基本理論を学び、看護教育のあり方について考える」ための教育内容がおかれているといえる。
- ② 「看護教員の資質・能力」に関する教育内容、「看護教育に求められるもの」など、看護教員のあり方を考える内容がおかれていた。
- ③ 「学生の理解」や「学生の人権」「看護教育の倫理」は記載されているシラバスが少なかった。

以上から、看護教育論は概ね目標に添った教育内容がおかれているといえる。

表3 専門分野 看護教育学(授業科目 看護教育論)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M*	N
<看護教育に関する内容>														
・看護教育の基本理論			○	○	○	○	○	○		○	○	○		
・教育課程	○							○			○			
・教育方法				○	○			○		○	○	○		
・看護教育の現状	○	○		○	○			○			○	○		○
・看護教育を考える									○					
・看護教育に求められるもの	○		○	○		○								
・看護教育における倫理・看護学生の人権	○					○	○							
<看護学生に関する内容>														
・看護学生の理解										○				
<看護教員に関する内容>														
・看護教員の資質・能力	○	○			○	○				○				○

注：*教育内容の記述がなかった。

(2) 『看護教育制度』

目標は「看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する」である。分析結果を表4に示す。

「看護教育制度」では概ね教育内容が平準化されている。しかし、看護教育史は2つのシラバスにしか確認できなかった。

表4 専門分野 看護教育学(授業科目 看護教育制度)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E	F	G*	H	I*	J	K	L	M*	N
・「看護教育制度の変遷(成り立ち)」に関する内容	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○
・「現在の教育制度(現行カリキュラム)」に関する内容	○	○	○		○	○		○		○	○	○		
・「看護教育史」に関する内容		○												○

注：*は科目設定又は、教育内容の記述がなかった。

3)看護教育課程

実施要領では授業科目として『看護教育課程』『看護教育課程演習』がおかれている。

(1) 『看護教育課程』

目標は「看護教育計画の基本的な考え方を学び」「看護教育課程概論及び七領域の看護学全体の概要構造を理解する」である。『看護教育課程』の教育内容の分析を表5に示す。

- ① 「看護教育課程の基本」「教育課程編成の考え方、プロセス」は、概ねのシラバスに認められた。
- ② 「各教育課程の内容、特徴」は、具体的には、「看護師3年課程と2年課程、保健師、助産師」と「准看課程、看護師養成所、統合カリキュラム、大学」で扱われていた。

- ③ 「各専門領域別看護学の考え方、特徴」がおかれていたが、本来、『看護教育課程』では、「七領域の看護学全体の概要構造」の理解が求められているため、この内容は「各領域別看護の教育内容と教育方法」を学ぶ『専門領域別演習』の内容である。

以上から、『看護教育課程』では、七領域の看護学全体の概要構造を理解する内容を学べるように位置づける必要がある。

表5 専門分野 看護教育課程(授業科目 看護教育課程)主な教育内容

都道府県教員養成講習会 教育内容	A	B	C	D	E	F	G	H	I*	J	K	L	M*	N
・看護教育課程の基本	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
・看護学教育課程編成の考え方、プロセス	○	○			○	○	○	○		○	○	○		○
・各教育課程の内容、特徴		○	○	○	○	○	○			○	○			
・各専門領域別看護学の考え方、特徴			○		○			○			○	○		

注：*は科目設定又は、教育内容の記述がなかった。

(2)授業科目『看護教育課程演習』

実施要領で示されている目標は「看護教育課程編成の方法を学ぶ」である。『看護教育課程演習』の教育内容は表6に示すように、記述がない一つをのぞき、「看護学教育課程の編成」を扱い、具体的には「仮設校を設定した実践カリキュラムの編成」をしている。

以上から、『看護教育課程演習』では、看護教育課程の理解にもとづき、実践カリキュラムの編成を通して看護学全体の構造を学ぶ演習として位置づける必要がある。

表6 専門分野 看護教育課程(授業科目 看護教育課程演習)主な教育内容

都道府県教員養成講習会 教育内容	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K*	L	M	N
・看護教育課程の編成(特定の教育課程が明示されていない)	○		○	○	○	○		○		○		○		○
・全日制3年課程看護師養成所の教育課程の編成		○					○		○				○	

注：*は教育内容の記述がなかった。

3)『看護教育方法』

授業科目として『看護教育方法』『看護教育方法演習』『看護教育実習』がおかれている。

(1)『看護教育方法』

目標は「学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義(演習、校内実習を含む。)、実習等における展開方法を学ぶ」である。『看護教育方法』の教育内容の分析を表7に示した。

- ① 「学習指導計画及び指導案作成」は12のシラバスでみとめられた。しかし、看護学教育方法を専門領域別演習に組み入れている記述も認められた。
- ② 教育内容として「教材作成」、「教材研究」を明示しているシラバスが認められた。

- ③ 「授業技術、指導方法」を明示したシラバスは6つであった。
- ④ 「校内実習の指導」を明示したシラバスは5つであった。
- ⑤ 「臨地実習指導」を明示していたシラバスは10つであった。その具体的内容は、指導案の作成や指導技術の方法であった。

以上から、看護教育方法では、概ね目標に合致した内容がおかれているといえる。つまり、「教育の方法を学ぶ内容」として構成する必要がある。

表7 専門分野 看護教育方法(授業科目 看護教育方法)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C *1	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M *2	N
・「看護教育方法の概要」に関する内容	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○
・「学習指導計画及び指導案作成」に関する内容	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
・「授業技術・指導方法」に関する内容	○	○		○					○			○		○
・「講義の展開」に関する内容					○									
・「校内演習指導」に関する内容				○		○	○					○		○
・「臨地実習指導」に関する内容	○	○		○	○	○		○		○	○	○		○
・「教材作成」に関する内容	○		○								○	○		
・「教材研究」に関する内容				○		○								
・「授業研究」に関する内容						○		○						

注：*1専門領域別演習で実施

注：*2は、記載がなかった。

(2) 『看護教育方法演習』

目標は「学習指導計画、指導案作成し模擬授業を行い(実習指導を含む)、その結果を考慮し看護教育方法を身につける」である。分析結果を表8に示す。

- ① 学習指導計画、指導案の作成から模擬授業までの一連の教育内容を位置づけていたのは9つのシラバスであった。そのうち2つ基礎看護技術に焦点をあてていた。
- ② 臨地実習指導案作成は、7つのシラバスに記述されていた。

以上から、『看護教育方法演習』では、「模擬授業を実施する」内容と、「臨地実習の指導案を作成する」内容を意図的に位置づけ、明示する必要があるといえる。

表8 専門分野 看護教育方法(授業科目 看護教育方法演習)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E	F*	G	H	I	J	K*	L	M	N
・学習指導計画、指導案作成、模擬授業の実施	○	○	○					○		○		○		○
・基礎看護技術の学習指導計画、指導案作成、模擬授業の実施				○	○									
・マイクロティーチングの実施					○				○					
・単元の学習指導計画、指導案作成													○	
・臨地実習の学習指導計画、指導案作成	○				○			○	○			○		○
・教育実習に向けた講義の指導案と臨地実習指導案の作成							○							

注: *は教育内容の記載がなかった。

(3)『看護教育実習』

目標は「講義、演習指導、校内実習指導、臨地実習指導の実際を学ぶ。」である。分析結果を表9に示す。

- ① 看護教育実習における受講生の体験内容として「講義」「校内実習」「臨地実習指導」が位置づけられていた。「講義」を実施すると記述しているのは6つのシラバス、5つは「講義又は校内実習指導」の実施であった。「臨地実習指導」を実施すると記述しているのは9つのシラバス、「臨地実習指導または校内実習指導」を実施すると記述しているのは1つのシラバスであった。
- ② 「講義」「校内実習」「臨地実習指導」を、見学という方法で扱うと記述されていたシラバスが、3つ認められた。
- ③ 看護教育実習において、「教師のあり方を考える」という内容を記述しているシラバスが6つあり、「看護学生の理解」を記述しているシラバスが2つ認められた。

以上から、『看護教育実習』では、直接に「看護教員としての授業」を実施として「実際を学ぶ」ため内容を位置付けることが求められているにもかかわらず、実際には見学など間接的な経験にとどまっていることが伺われた。

表9 専門分野 看護教育方法(授業科目 看護教育実習)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E	F*	G	H	I	J	K	L	M	N
<看護教師のあり方に関する内容>														
・看護教師のあり方を考える	○	○		○	○		○							○
<看護学生の理解>														
・看護学生の理解				○										○
<教育実習で体験する内容>														
・講義の見学										○	○			
・臨地実習指導の見学			○											
・校内実習指導の見学			○								○			
・講義の実施			○		○		○	○	○				○	
・講義又は校内実習指導の実施	○	○		○								○		○
・臨地実習指導の実施	○	○		○			○	○	○		○	○		○
・臨地実習指導又は校内実習指導を実施										○				

注: *は教育内容の記載がなかった。

4) 看護教育演習

授業科目として『在宅看護論演習』『専門領域別演習』がおかれている。

(1) 『在宅看護論演習』

目標は「在宅看護の基本的考え方を学ぶ。」である。分析結果を表10に示した。在宅看護論演習は〈在宅看護の理解を深める内容〉と〈在宅看護の教育方法に関する内容〉に大別され、10のシラバスが〈在宅看護論の理解を深める内容〉をおいていた。具体的には、「在宅看護の概念」「在宅看護の特徴(看護の役割、機能)」「具体的な在宅看護、システム」「在宅看護の実際」がおかれていた。

以上から、目標に応じた内容がおかれているといえる。

表10 専門分野 看護教育演習(授業科目 在宅看護論演習)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A*	B	C	D	E	F	G*	H	I	J	K*	L	M*	N
〈在宅看護の理解を深める内容〉														
・在宅看護の概念(考え方、目的、位置づけなど)		○	○	○	○			○	○	○		○		○
・在宅看護の特徴(看護の役割、機能など)		○	○	○	○	○		○						
・具体的な在宅看護、システムなど		○	○	○	○			○	○	○		○		
・在宅看護の実際					○	○		○						○
・在宅看護の今後の課題		○		○				○						○
〈在宅看護の教育方法に関する内容〉														
・在宅看護の授業の実際、演習の実際										○				

注: *は、記載がなかった。

(2) 『専門領域別演習』

目標は「各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ」である。分析結果を表11に示した。

- ①「各領域の位置づけ、理念、目的・目標」、「各領域の専門性、特徴」「各領域の教育内容と教育方法」が主な内容として位置づけられていた。
- ②「各領域の課題」を教育内容としていたのは、6つであった。
- ③「各領域の教育内容と教育方法」を教育内容として明示していないシラバスが2つあった。
- ④「各領域の臨地実習指導の方法」を教育内容としていたシラバスは3つであり、そのうち「各領域の教育内容と教育方法」の内容を含むのが2つであった。
- ⑤「各領域の臨地実習指導の方法」のみが教育内容におかれていたのは1つだけであった。
- ⑥専門領域における「授業評価」を教育内容としていたのは、1つであった。

『専門領域別演習』は、看護教員が専門領域の教科内容として「何」を看護学の内容として教えるべきかについて、明確にするための内容を扱うことが求められているにも関わらず、看護学の内容を追究するよりは、その内容をどのように教えるかという方法について扱われていた。看護学の内容を追究するための『専門領域別演習』の教育内容を明確に位置づける必要がある。

表11 専門分野 看護教育演習(授業科目 専門領域別演習)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E	F	G	H	I *1	J *2	K *1	L	M	N
<専門性を深める内容>														
・各領域の位置づけ、理念、目的・目標	○	○			○	○	○	○				○	○	
・各領域の専門性、特徴	○	○		○	○	○	○					○		○
・各領域の課題	○	○			○	○		○						○
<教育方法を学ぶ内容>														
・各領域の教育内容と教育方法	○	○		○	○	○	○					○	○	
・各領域の随地実習指導の方法			○	○			○							
<授業評価を学ぶ内容>														
・授業の評価							○							

注：*1は記載がなかった。
注：*2は他の科目に含まれている。

5) 『看護教育評価』

授業科目は『看護教育評価』であり、目標は「看護教育内容の評価方法を理解し、その適用についても学ぶ」である。分析結果を表12に示す。

①主な教育内容は、「看護教育内容の評価の目的から評価計画の作成」、「看護教育内容の評価」の概念に関する内容であった。

下位の教育内容には「看護学教育における評価の目的と機能」「看護学教育における評価目標の設定と評価基準」「授業内容と評価用具」「授業の評価計画」「看護学教育評価の現状と課題」などがあった。

②看護学教育課程概論を含めているシラバスがあった。

以上から、看護学教育評価の教育内容は概要では平準化されているが、それぞれの具体的内容が不明であるため、教育学における新しい評価の考え方を反映しているか否かは不明である。また、看護実践力の育成につながる看護技術の評価についての教育内容なども明確にできなかった。

表12 専門分野 看護教育評価(授業科目 看護教育評価)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M*	N
<看護教育評価に関する内容>														
・看護教育内容の評価の目的から評価計画の作成のプロセス	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○
・看護教育課程の立案から評価までのプロセス											○			
・倫理的配慮								○						
<教育評価に関する内容>														
・教育評価の概念			○		○					○	○			○
・教育評価の実施方法			○											○

注：*は、記載がなかった。

6) 『研究』

授業科目として『研究方法』がおかれている。目標は「研究の基礎を踏まえて事例研究を中心に学ぶ」である。分析結果を表13に示す。

- ①主な教育内容は「看護研究の意義」「研究のプロセス」「研究方法の種類(様々な研究デザイン)」に関する内容であった。
- ②「事例研究の指導について」の記載があったシラバスは4つであり、「事例研究の方法」についての記載があったのは、4つであった。
- ③「クリティーク」の記載があったシラバスは4つであった。

以上から、『研究方法』は、研究手続きの理解と事例研究についての内容が位置づけられていることがわかる。事例研究は、実施要領に位置づけられているが、様々な研究手法の一手法であり、教育内容の整理が必要である。

表13 専門分野 研究(授業科目 研究方法)主な教育内容

都道府県教員養成講習会 教育内容	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M*	N
<看護研究に関する内容>														
・看護研究の意義	○	○	○	○		○						○		○
・研究のプロセス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
・研究方法の種類(様々な研究デザイン)	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○
・文献検索			○	○				○	○	○	○	○		○
・研究計画書作成(実施しているかは不明)	○		○			○					○	○		
・研究実施(研究を実施している)							○	○	○					
<事例研究に関する内容>														
・事例研究の方法					○				○	○	○			
・事例研究の指導	○	○		○										○
<クリティークに関する内容>														
・クリティーク					○	○	○			○				

注1: *は教育内容の記入がなかった。

7) 『看護学校経営』

授業科目として『看護学校管理』がおかれている。目標は「看護学校の組織運営の特徴と管理のあり方を学ぶ」と、「保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等を理解する」である。分析結果を表14に示す。

- ①授業科目『看護学校管理』は、「看護学校管理」と「看護学校経営」と科目名の表示に違いがあったが、教育内容の差異は見いだせなかった。
- ②主な教育内容としては、学校管理の基本と、看護学校の組織と運営に関わる実際的な教育内容および自己評価に関する教育内容がシラバスに表記されていた。これは、看護教員養成講習会実施要領で参考として示された目標「看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。保助看法と保助看護学校養成所指定規則等を理解する。」を達成するための内容であると考えられる。

表14 専門分野 看護学校経営(授業科目 看護学校管理)主な教育内容

教育内容	都道府県教員養成講習会													
	A	B	C	D	E*	F	G	H	I*	J	K	L*	M*	N
<看護学校管理に関する内容>														
・学校管理の基本	○	○			○	○	○		○	○	○	○		○
・看護学校管理の実際		○		○	○					○	○			
・看護学校の組織と運営	○	○		○		○		○	○	○	○	○		○
・自己評価、学校評価	○	○	○			○	○		○	○	○	○		○
・教務主任の役割														
・教員の役割	○			○		○	○				○	○		
・教育課程	○				○		○		○			○		○
・学籍管理	○										○	○		○
・危機管理	○	○							○	○				
・看護学校の経営		○	○				○	○	○	○				
<看護教育関連法令に関する内容>														
・保健師助産師看護師法				○	○		○				○			

注：*は「看護学校経営」として授業科目名が設定されている。

4. 考 察

「看護教員養成講習会」の教育内容をシラバス分析した結果について、看護教員として求められる能力の育成に必要な内容を編成する観点から、現行の教育内容における課題を考察する。

1) 現行の看護教員養成における教育内容上の課題

(1) 明確に位置づけたい教育内容

『看護論』と『看護論演習』において「看護理論」は教育内容として位置づけられていたが、「自己の看護観の明確化」については確認できなかった。受講生の研修前の学習欲求には、「自分の看護観が表現できるようになる」ことが含まれていると言われる¹⁾。「自己の看護観を明らかにする」という目標は、講習会受講者の学習欲求にそったものであることから位置づける必要がある。

「生命倫理に関する内容」がおかれているか否か詳細には把握できなかった。看護師等養成所の運営に関する指導要領別表3の「専門分野Ⅰ基礎看護学」では、留意点に「看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。」と示されており、「生命倫理や人権」を教育内容として明記する必要がある。

『看護教育制度』は実施要領に示された教育内容をほぼ網羅していた。しかし、「看護教育史」に関する内容は1つのシラバスで確認できただけである。「看護教育史」は、看護教育制度変遷の社会的要因を学ぶ科目として設定できる可能性がある。この社会的要因の理解は看護教育の目的と教育内容を考えていくうえで有用である。

『看護教育方法』『教育方法演習』では「授業案の作成と模擬授業」はどのシラバスにも共通して位置づけられていた。「模擬授業」を行うための基本的知識となる「講義」「校内演習」「臨地実習指導」「カンファレンス指導」の指導方法・指導技術も共通の教育内容として位置づける必要がある。

『看護教育実習』は受講生にとって教育実践能力を身につける要となる教育内容を位置づける必要がある。しかし、自ら講義を行うなど体験を通して学ぶのではなく、見学など間接的な経験にとどまる内容のところもある。「実習」であるからこそ「講義、演習指導、校内実習指導、臨地実習指導」を実践することによってしか学べない内容を位置づける必要がある。また、経験豊かな看護教員と協働して授業

を作り、リフレクションを行う体験は、看護教員の自己研鑽の方法を学ぶ一助となるため、授業リフレクションまたは授業研究を位置づけたい。『教育実習』では「講義、演習指導、校内実習指導、臨地実習指導」について体験を通して学ぶ教育内容を位置づける必要がある。

(2) 教育内容の再編

『看護教育論』は「看護教育のあり方」を意識的に考える科目として位置づけられているが、記述された教育内容は多様であった。看護学教育の目的と内容の全体構造、看護教育に対する社会的ニーズ、看護学教育の展望、看護学生に対する教師の姿勢などを教育内容として位置づける必要がある。

『看護教育課程』は、目標「看護学教育課程概論および7領域の看護学全体の概要構造を理解する」が、『専門領域別演習』の目標と混同して解釈されていた。『看護教育課程』では「7領域の看護学全体の概要構造」の理解と教育課程編成の原理を学ぶ教育内容を設定する必要がある。留意すべきことは、准看護師養成所に勤務する看護教員の講習会受講率が看護師養成所の教員よりも低い²⁾と言われていることから、准看護師養成所や2年課程の看護師養成所に所属する者にとっても汎用性のある教育内容を設定することである。

今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書³⁾では看護教員に求められる「教育実践能力」の下位能力として「学生等指導・評価」が挙げられている。形成的にかつ学生が自らの能力開発に活かす事ができるような評価について、新しい評価の考え方を教育内容に反映させていく必要がある。特に学生の看護実践力を評価する方法を明確に位置づける必要があり、パフォーマンス評価などを位置づけたい。

(3) 教育内容の構造の明確化

『在宅看護論演習』の教育内容は、『看護学教育課程』や『教育課程演習』、『専門領域別演習』と重複して位置付けられていた。看護基礎教育における「在宅看護論」が平成20年のカリキュラム改正で統合分野に位置づけられたことから、教育における「統合」の概念を踏まえて『在宅看護論演習』の教育内容の構造を明確にする必要がある。

『専門領域別演習』は、自己の専門領域に関する看護の最新の知見を深め、学生に教授すべき内容を追究することが求められる。しかし、ほとんどの時間を各領域の概要の講義を受けるように設定されていたり、学習指導計画や指導案を作成する内容を扱っていたりしている。また『看護教育課程演習』と『専門領域別看護論演習』を組み合わせるなどしているが、本来のねらいである「専門領域の内容の理解を深め、教育実践に活かす」ことができる、つまり将来的に「教材研究」能力につながるように教育内容を構造化する必要がある。

2) 教育実践能力を培う上で必要な教育内容とカリキュラム編成

今後の看護教員のあり方検討会報告書³⁾では、看護教員に求められる能力として、教育実践能力、コミュニケーション能力、看護実践能力、マネジメント能力、研究能力が示された。

これらの能力が本研究のIで述べたように、看護教員としての感情・思考・判断を伴った実際的な教育活動において統合的な行動 performance として表出されるが、その中核となる能力は「教育実践能力」であり、他の能力と相俟って、パフォーマンスの質が高まるといえよう。

教育実践能力を培う上では、教育課程編成や授業展開、専門領域のみならず全ての看護領域との関連を考えながら教育を展開する能力が求められる。これらの能力を育成するには、現行の「看護教員養成講習会」で求められている内容は必須の内容であり、教育目標の達成に不可欠と言える。

そのため、『教育課程』、『教育課程演習』、『看護学教育方法』、『看護学教育方法演習』、『専門領域別看護演習』『看護学教育評価』および『教育実習』は、これからの「看護教員養成講習会」においてもより明確に位置づけ、強化する必要がある。

しかし、シラバス上の教育内容を概観したところ、各科目の教育内容が偏在して置かれている、あるいは重複して置かれていたことに起因して、カリキュラムにおける教育内容に差異が生じていた。その背後要因としては、実施要領の目標と内容の解釈がまちまちであることが考えられる。看護教員の教育実践能力を培う上で必要な教育内容を抽出し、教育内容の全体構造を明確にし、編成していくためには、具体的な考え方を共有し、カリキュラム論にもとづいた編成を志向する必要がある。

本研究のⅠで、『看護学教育方法』、『看護学教育方法演習』『看護学教育評価』『教育実習』における内容に対する受講生の学習ニーズが高いことが明らかになった。受講生が直接的な教育体験をして理論と実践を統合することで、各教科の内容が関連づけられ、さらに、内容の深さが追究できるようになる。

したがって、意図的に「理論と実践の往還」がなされ、教育実践能力が段階的に向上できるカリキュラムの構築が求められる。

これら、現行の「看護教員養成講習会」のシラバス内容の把握から見いだされた教育内容とその構造における課題を、今後の看護教員養成に関するガイドラインの検討につなげる必要がある。

5. 結 論

シラバス分析からみた「看護教員養成講習会」の教育内容について、以下の結論を得た。

1. 『看護論』および『看護論演習』の目標は、看護の実践経験を持つ受講生が実践を理論で分析し、「自己の看護の考え方」を明確にして教育に反映する能力を培うための内容が位置づけられているか確認できないシラバスもあった。
2. 『看護教育実習』では、受講生が直接に「看護教員としての授業」を実施として学ぶ内容を位置づけることが求められている。しかし、実際には見学など間接的な経験にとどまる内容がおかれているシラバスもあった。教育内容として「講義、演習指導、校内実習指導、臨地実習指導」を実践しなければ、学ぶことのできない内容を位置づける必要がある。
3. 『専門領域別演習』の本来のねらいは「専門領域の内容の理解を深め、教育実践に活かす」ことであるが、「専門領域の内容の理解」を深める教育内容は明確に位置づけられておらず、指導方法に関する教育内容の記述が多かった。
4. 看護学教育評価の教育内容は、看護学教育における評価の目的と機能・看護学教育における評価目標の設定と評価基準、授業内容と評価用具等に平準化されていたが、具体的内容が不明であり、教育学における新しい評価の考え方を反映しているか否かは判断できなかった。また、看護実践力の育成につながる看護技術の評価についての教育内容なども明確にできなかった。

引用文献

- 1) 徳本弘子, 小池洋子. 看護教員養成研修生の学習欲求の構造—研修生主体のカリキュラム作成にむけて—. 埼玉県立大学紀要, 1, 103-109, 1999.
- 2) 小山真理子, 大串靖子, 小田正枝, 浅川明子, 田村やよい, 西村千代子, 中村幸子, 鳥海千代子, 高橋弘子. 看護教師の資質の発展に関する研究. 日本看護学教育学会報告書, 22, 1999.
- 3) 今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書—平成22年2月17日—. 厚生労働省, 2, 2010.

表1 エキスパート看護教員が認識した「看護教員養成講習会」における
看護教員養成カリキュラムの改善点と期待

1. 教育内容の構築に関わる期待

カテゴリ	サブカテゴリ	コード
教員養成における看護教員の「教育実践力」の明確化と学習効果のあるカリキュラム構築	教員養成としての到達能力の明文化	教員養成の到達とガイドラインの必要性
	教師としての高度な看護実践力と自律性、協働性を育成するカリキュラムの必要性	教師としての高度な看護実践力と組織の一員としての教員の役割を認識する能力の必要性
		同僚から学ぶ姿勢の理解
		教師としてのアイデンティティの形成の必要性 人との調整を身につける必要性 授業研究の能力を強化する
受講生のレディネスと学習効果を踏まえた教員養成のカリキュラム構築	カリキュラム編成の考え方を深める演習時間の不足 受講生のレディネスと学習効果を踏まえたカリキュラムの組み立て 研修生同士のネットワークが持てるカリキュラムの必要性	
	人と関わる中で現場を見てから学ぶ	Eラーニングではなく人と関わる中で現場を見てから学ぶ
多様な学生との関わりの体験	多様な学生の理解	学生の個別生の理解
	「集団」としての学習者の関わりの体験	教育実習では学生の成長する度合いを観てレディネス把握の重要性を学んでいる 「集団」としての学習者の理解と関わりの体験不足
教師としての核となる学生のレディネスに応じた教育内容の抽出と教育方法の実際の強化	教員にとって授業の中核は講義	教員としての主軸は授業である
	学生の理解につながる授業内容とその具体的な展開方法の強化	授業作成の具体的な方法の実際を強化 授業の具体的な展開方法の困難さ
		学生の反応を次に活かす授業の展開方法 「学生がわかる授業」のための指導案の考え方の強化
授業経験を自ら対象化する技術の獲得	授業経験を自ら対象化する技術を持つ	授業評価としての振り返りの重要性 授業経験を自ら振り返り、次に活かすリフレクションの実施
当該授業における評価内容とその方法の明確化	評価内容の抽出と方法の理解	試験問題作成に関する基本的知識の理解不足 教育目標と評価目標と授業内容との関連の理解不足 試験における平等性の理解
	試験問題作成の体験の必要性	試験問題作成に対する体験不足
今、学校の現場で求められる学習内容の組み入れ	チームティーチングの基本的考え方の理解が必要	チームに溶け込む関係性の構築 チーム教育の理解が必要 異なる教育観の受け入れ
	親について理解する学習内容が必要	親についての理解不足による不安
受講生が「学生がわかる授業をつくる」ための理論と実践を往還した教育方法の工夫	受講生のレディネスに応じた授業の工夫	受講生が自らの教育活動に批判的なる指導方法の工夫 講師自らの授業を見せることで受講生が指導技術のイメージを持つ工夫
	受講生が「授業をつくる」核となる学習内容は専任教育担当者の指導が必要	教材研究の深まりへの指導の困難さ 看護学教育方法演習における指導案作成時の指導の必要性
	理論と実践を繰り返し学ぶ教育方法の必要性	教育実習前に学生の反応を観察すると指導案作成に効果がある 理論と実践を繰り返し学ぶ必要性
	授業体験を組み込んだ演習の工夫が必要	講義で学んだ授業の組み立てを演習で実感しつつも、「できる」かは不安

理論と実践を融合した教育実習の方法の工夫と期間の充実	受講生のレディネスを踏まえた教育実習期間の設定	教育実習では「授業の体験」から授業の意味を実感できるをねらいとしている カリキュラム全体の理解につながる教育実習の計画 教育実習では学生の関わり方、授業の組み立てに時間を要する受講生 教育実習の1週目は授業の組み立て、2週目に学生への授業、3週目に臨地実習指導の実施で精一杯 教育実習期間を増やす
	理論と実践の繰り返しから学びの効果をねらう教育実習の工夫	教育実習期間を理論と実践の往還をベースに講義と臨地実習の2回に分ける工夫を提案
教育実習において教員の業務を理解するための機会をつくる	教員の業務を知る機会をつくる	教員室にくる看護学生の様子、教員同士の会話、行事の参加をとおり教員の業務を知る必要性がある
	教員としての業務内容の理解	学校組織に関する知識理解の不足 自らができることできないことの理解が必要 段取り力を身につける必要がある 教員集団における経験に応じた役割分担や責任の理解が必要
臨地実習指導における教材化と指導技術の体験の強化	患者と看護学生のケア場面における教材化と指導技術の強化	臨地実習指導は講義で簡単に触れるのみ 教育実習における臨地実習指導の体験が教師としての動機付けになる 教育実習の臨地実習指導では看護学生と患者に何が重要か考えることが重要 臨地実習指導のロールモデルを観て、指導の妥当性を見極める必要性 臨地実習における教材化を学ぶ必要性 臨地実習指導の体験の必要性 個々の学生の理解とそれに応じた個別指導の強化
	学生カンファレンスの体験の必要性	学生カンファレンス運営の体験の必要性 臨地実習でグループ指導の強化
受講生が次に活かすことのできる評価の課題	受講生の到達に向けて講師間の評価のありようの検討	多数の講師が関わる科目の評価が課題 評価は講師の評価材料である認識の必要性 受講生の課題をフィードバックする重要性
	科目における到達度の明確化	科目における到達度の明確化
教員養成としての「教育実習」における講義・臨地実習指導の学習経験の統一	科目における評価の必要性	専門科目における評価の必要性 単位認定における評価の必要性
	看護教員養成としての教育実習の到達と学習経験の統一	県による受講生の到達度に違い 県による教育実習の学習経験に違いがある 受講生のレディネスから学習経験を決定

2. 教員養成システムへの期待

専門職である看護教員の養成期間1年の確保	看護学教育を系統立てて学ぶための1年の確保	8か月・1年間という看護教育を系統立てて学ぶ価値
		養成期間はせめて1年必要
		8ヶ月では授業案の作り方はわかるにとどまり、1年間だと学生がわかる授業までいく
単位認定制度の実現と「資格」につながることをへの期待	単位制導入への実現期待	単位制のシステムがあると大学での教育4単位で専任教員になっている者の学ぶ機会となる
		教員養成を単位制を希望
		海外・大学院での単位認定の実績
	単位認定にし、資格とリンクする期待	
	プロとしての教員養成に位置づける期待	教員養成をプロと位置づける時代要請
教員養成の受講する時期の課題	教員養成を受講する時期を学ぶメリットから検討	教員養成を受講する時期の検討
		教員経験1年あると教員養成での達成度が大きい現状
		教員経験5年以上は新たな発想が困難
		学生と関わり、臨床での看護経験のない受講生の指導は厳しい
受講生の目的達成のための講師と主催者側の共通理解を図るシステムを作る	学習内容を講師間で理解を深め、質の向上を図るシステムの工夫	複数講師で実施される看護学教育方法演習における講師の戸惑い
		講義・演習・実習の一貫した指導のなさが受講生の学習内容の理解に影響する
		看護学教育方法論、演習、教育実習の一貫した教育システムの必要性
		講師間の理解を深める機会を持つ
	学習内容を講師間で理解を深め、質の向上を図る必要性	
	主催者側が講師間の理解を統一	授業の意図を講師に主催者側が伝える課題
講師も主催者側に教育方法の改善を図る	学習効果のある教育方法を主催者側に伝え改善を図っている	
教員養成を支える専任教員と幹部教員養成卒の講師と施設・予算の確保	教育実習施設・教育環境の整備する予算の確保困難	教育実習施設の確保困難
		図書の実用を図る予算の確保
	専任教員担当者の人員増の課題	専任教員担当者は1人
		専任教員担当者の少なさが教育実習の到達に影響
	ロールモデルとなる専任教員担当者の必要性	学びにくる人たちに専任の教員がいる、いないの違いは大きい
		講習会担当者が1つの教育のロールモデルになっている
看護教員養成を担う幹部教員養成の必要性	看護教員養成を担う幹部教員養成の必要性	専門科目、実習施設は幹部の卒業生に依頼をしている
		幹部教員養成のシステムがないことは看護教員養成に影響する
		幹部教員養成のシステムは国がつくる
		経営的な、全体的な看護教育を考える資質の向上を維持していく、あるいは向上させていくようなシステムをつくる